

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく公表事項

基金の名称	秋田県地域医療介護総合確保基金																			
基金設置法人名	秋田県																			
基金の額	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td rowspan="3">令和３年度 基金造成額</td><td>医療分</td><td>1, 171, 941, 000円</td></tr><tr><td>介護分</td><td>426, 107, 000円</td></tr><tr><td>計</td><td>1, 598, 048, 000円</td></tr><tr><td rowspan="3">基金残高 (令和３年度末)</td><td>医療分</td><td>4, 526, 896, 491円</td></tr><tr><td>介護分</td><td>617, 506, 814円</td></tr><tr><td>計</td><td>5, 144, 403, 305円</td></tr></table>			区 分		金 額	令和３年度 基金造成額	医療分	1, 171, 941, 000円	介護分	426, 107, 000円	計	1, 598, 048, 000円	基金残高 (令和３年度末)	医療分	4, 526, 896, 491円	介護分	617, 506, 814円	計	5, 144, 403, 305円
区 分		金 額																		
令和３年度 基金造成額	医療分	1, 171, 941, 000円																		
	介護分	426, 107, 000円																		
	計	1, 598, 048, 000円																		
基金残高 (令和３年度末)	医療分	4, 526, 896, 491円																		
	介護分	617, 506, 814円																		
	計	5, 144, 403, 305円																		
国費相当額	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td rowspan="3">令和３年度 基金造成額</td><td>医療分</td><td>818, 457, 000円</td></tr><tr><td>介護分</td><td>284, 070, 000円</td></tr><tr><td>計</td><td>1, 102, 527, 000円</td></tr><tr><td rowspan="3">基金残高 (令和３年度末)</td><td>医療分</td><td>3, 041, 252, 994円</td></tr><tr><td>介護分</td><td>411, 671, 209円</td></tr><tr><td>計</td><td>3, 452, 924, 203円</td></tr></table> ※運用益を除く			区 分		金 額	令和３年度 基金造成額	医療分	818, 457, 000円	介護分	284, 070, 000円	計	1, 102, 527, 000円	基金残高 (令和３年度末)	医療分	3, 041, 252, 994円	介護分	411, 671, 209円	計	3, 452, 924, 203円
区 分		金 額																		
令和３年度 基金造成額	医療分	818, 457, 000円																		
	介護分	284, 070, 000円																		
	計	1, 102, 527, 000円																		
基金残高 (令和３年度末)	医療分	3, 041, 252, 994円																		
	介護分	411, 671, 209円																		
	計	3, 452, 924, 203円																		
基金事業の概要	本県の高齢者等が療養や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい生活が続けることができるよう、地域が一体となり、医療と介護の連携を図りながら、高齢者一人ひとりの状況に応じた切れ目のない医療・介護サービス提供体制を構築することが極めて重要であり、本県の実情に応じた、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を目指し、医療及び介護の総合的な確保に向けた実効性のある施策・事業を実施する。																			
基金事業を終了する時期	地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するため、この基金を造成していることから、終了する時期を設定していない。																			
基金事業の目標	医療介護総合確保促進法に基づく秋田県計画に記載																			
基金事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	・関係団体や市町村に事業提案について、意見照会を行うとともに、秋田県医療介護総合確保事業計画策定委員会での審議を踏まえ、事業内容を決定。 ・秋田県医療介護総合確保基金に係る各事業の補助金交付要綱で定める補助金交付申請書を県が指定する期日までに申請。 ・各事業の補助金交付要綱に基づき、各所管課において審査等を実施。																			